

## 第230回埼玉県都市計画審議会

平成28年11月30日午後1時30分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第230回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、平賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在16名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

まず、ここで本日の資料を確認させていただきたいと存じますので、恐れ入りますが、お手元に御準備いただきたいと存じます。まず、事前にお送りさせていただきました資料が、配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書1及び2で2冊ございます。それから、その他案件、資料1と参考資料1、資料2及び参考資料2、資料3及び参考資料3、参考資料4—1、参考資料4—2、参考資料5でございます。なお、参考資料1から3につきまして、個人情報の部分に黒塗りをさせていただいております。加えて本日机の上にお配りしておりますのが次第と座席表となっております。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、この後は本審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（久保田会長） 皆様、大変御多忙の中を御出席いただきましてありがとうございます。本日も慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の会議の会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私のほうから指名をさせていただきます。

本日は永瀬委員様と、それから高橋委員様にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして原則公開となっております。私が見たところ、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、いかが

でしょうか。公開でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、本日の会議は全て公開で進めさせていただきたいと思います。

事務局にお尋ねしますが、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（久保田会長） それでは、ここで傍聴の方の入場をお願いしたいと思います。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田会長） 議事に入る前に、傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局より傍聴要領をお配りしましたが、そちらをよくお読みいただきまして、遵守いただきたいと思います。万一傍聴要領に反する行為が行われた場合には退場していただくことになりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第230回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。お手元の次第を御覧いただきまして、本日は議第5116号から議第5179号までの64議案及びその他の議案ということで、大変多数の審議をお願いすることになっておりますので、類似の議案につきましてはまとめて審議するといった形で効率的に進めたいと思っております。

では、個別の審議に入る前に、これらの案件がどういう関連性を持つかにつきまして、幹事のほうから御説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡でございます。恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきます。

本日は、64議案及びその他の議案と、非常に数多くて恐縮でございますが、類似の議案について御説明いたします。

まず、本日お配りしました次第を見ていただきたいと存じます。議事が羅列された次第でございます。これのまず一番上の5116号から5131号の本庄まで、この16議案につきましては今年度御審議いただいている第7回定期見直しに基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更と、それから市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きについての具体の区域変更についても御審議いただくものでございます。個別の線引き案件でございますので、関連する道路なども含めまして、都市計画区域ごとにそれぞれ御審議いただければと存じます。

次に、5132号の朝霞から、3ページに飛びまして5173号の児玉、ここまでの42議案でございますが、これらにつきましては個別の線引きの区域変更はない案件でございます。第7回見直しといたしまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、あわせて区域区分につきましては計画書の目標年次などを変更するというもので、類似性の高い案件でございます。

次に、道路の5議案でございます。まず、5174号から5176号の3議案、朝霞、志木、和光の議案でございますが、いずれも国道254号バイパスの変更に係る一括案件でございます。

その次の5177号の川越、それから5178号の鴻巣につきましてはそれぞれ個別の案件でございます。

それから、最後に5179号で産業廃棄物処理施設の議案1件、それとその他にその他の議案、まちづくり埼玉プランの見直しに関する調査検討についてでございます。

総括いたしますと、いわゆる線引きの具体の区域変更を含む案件が7件、それから線引きの区域変更を含まない第7回見直しとしての案件が1つのくくり、それから都市計画道路として3件、産業廃棄物1件、その他の議案1件にまとめられるかと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（久保田会長） ただいまの御説明ありましたとおり、関連する議案がありますので、これらについてはまとめて審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） では、御異議ないということなので、そのように進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、議第5116号及び議第5117号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡でございます。着座にて説明させていただきます。

まず、議案の説明に入る前に、現在県で進めております都市計画の第7回定期見直しにつきまして御説明を申し上げます。

前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。初めに、都市計画の体系でございますが、左上でございますように県では都市計画を進める上での基本指針として、まちづくりの目標などを示したまちづくり埼玉プランを策定しております。このプランを踏まえまして、県内40の都市計画区域ごとに、法に基づく整備、開発及び保全の方針を定めております。さらに、各都市計画区域における個々の都市計画は、この方針に則して定めるということになります。

広域的な見地から定める整備、開発及び保全の方針並びに区域区分、これは県が定めます。その他の都市計画につきましては、規模などに応じまして、県または市町村が定めております。

本県では、昭和45年に区域区分のいわゆる当初決定、当初線引きを行いましてからおおむね5年ごとに整備、開発及び保全の方針と区域区分を定期的に見直してございまして、現在は7回目の見直しを進めているところでございます。

関係機関協議などの熟度に応じまして、3つのグループに分けて手続を進めております。前回の審議会では、赤で示しました新座を始め5つの都市計画区域について御審議をいただきました。本日は青色の第2グループとしまして、桶川を始め29の区域について御審議をいただきます。なお、残りの黄色、第3グループ、5つの区域になりますが、次回の審議会に付議をさせていただく予定でございます。

本日御審議いただく29の都市計画区域のうち、一覧にございますように5116号から5131号までの桶川を始め7つの都市計画区域につきましては、この整備、開発及び保全の方針の変更と合わせまして、具体の区域区分などを変更するものでございます。それぞれ区域ごとに関連性がございますので、それぞれ一括して御審議いただければと存じます。

それでは、議第5116号及び5117号、桶川都市計画に関する2議案につきまして一括して御説明いたします。

桶川都市計画区域は、桶川市の全域からなり、都心から40kmに位置しております。まず、5116号の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。この整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、県が広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示すというものでございまして、今画面にお示ししております第1、都市計画の目標、第2、区域区分の決定及び区域区分を定める際の方針、第3、主要な都市計画の決定の方針、それと方針図、この4つの事項を定めております。

まず、第1の都市計画の目標でございます。議案書では14ページでございますが、今回の定期見直しでは、基本的には前回の第6回見直しでの考えを踏襲しつつ、県内全ての整備、開発及び保全の方針におきまして、お示した3つの目標を軸といたしまして、それぞれの目標に対して地域特性を踏まえた基本理念を定めております。具体的には、県内を大きく県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3つのゾーンに分け、それぞれの基本理念を定めております。

桶川都市計画区域につきましては、緑の破線で囲まれた圏央道ゾーンに含まれます。先ほどの3つの目標を軸とした上で、圏央道ゾーンとしての地域の特性を踏まえまして、そちらにございますように中心市街地に都市機能の集積を図る、高速道路網や地理的な優位性を活かす、良好な田園、自然を保全する、これらを基本理念として定めたところでございます。

次に、第2、区域区分に関する事項でございます。ここでは、基準年を平成17年から直近の都市計画基礎調査の基準年である平成22年に見直すとともに、目標年次を平成27年から平成37年にそれぞれ変更しております。

また、産業の規模に関しましては、指標の見直しをしております。工業におきましては、これまでは製造品出荷額を用いておりましたが、高速道路ネットワークの充実による本県の強みを的確に反映するため、物流業の進展も反映できる指標として、総生産額へと変更しております。商業につきましても、総生産額に見直しておりますが、こちらは実質的な内容の変更はございません。

なお、これらの区域区分の方針の部分につきましては、先ほどのゾーン分けにかかわらず、県内共通の考え方でございます。

次に、第3、主要な都市計画の決定の方針でございます。ここでは、社会情勢の変化を踏まえ、主に土地利用に関する方針において、新たな方針の追加などを行いました。具体的には、大規模商業施設などの立地に関しましては、いわゆる商業地に誘導すべきこと、これらを新たに追加いたし

ました。また、災害の防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針、ここにおきましては土砂災害特別警戒区域などを対象に加えるという見直しをしております。これらにつきましても、ゾーン分けにかかわらず、県内共通の内容でございます。

次に、もう一つの方針図でございますが、今回の定期見直しにおきましては、拠点の考え方を少し見直しておりますので、まずその考え方につきまして御説明いたします。基本的に4種類の拠点を考えてございます。まず、中心拠点といたしましては、主要駅周辺などまちの顔となる拠点を位置づけまして、また生活関連施設が充実した地域は、生活拠点と位置づけております。さらに、高速道路インターチェンジ周辺や20ha以上の大規模工業団地など、これを産業拠点、さらに地域資源などの活用によって、地域の活性化を図る地域は観光・交流拠点、こういった位置づけをしております。

この考えに沿いまして、桶川都市計画区域におきましては、桶川駅周辺に中心拠点を位置づけ、また既存の20haを超える工業団地や、またこの後御説明いたします加納原地区を含む桶川東部工業団地を産業拠点に位置づけたところでございます。

続きまして、議第5117号、区域区分の変更についてでございます。議案書では31ページからになります。桶川市加納原地区は、圏央道の桶川加納インターチェンジから北東へ約1km、桶川東部工業団地に隣接する約6.7haの地区でございます。

地区の状況ですが、薄く黄色で着色した範囲は既定の市街化区域、画面では右のほうに薄く黄色くなったところが既定の市街化区域でございます。今回の区域は、河川を挟んで既存の桶川東部工業団地に隣接しておりまして、現在は主に農地として利用されております。この地区につきましては、桶川加納インターチェンジに近いという立地条件を生かし、既存の工業団地と一体となって、工業系の土地利用を図るものでございます。このたび組合施行の区画整理事業により、計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。ここでは、市街化区域と市街化調整区域の面積を示しております。備考欄にございますように、今回の地区面積6.7haを市街化区域に編入することに伴いまして、市街化区域の面積が826haとなるものでございます。

以上、御説明いたしました2議案につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、桶川市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問等がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5116号及び議第5117号の2議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5116号及び議第5117号の2議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、この両議案につきましては原案のとおり決定することにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議第5118号から5120号までの3議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。議案の説明をお願いします。

〔田中暄二委員、退席〕

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5118号から5120号まで、久喜都市計画に関する3議案につきまして一括して御説明いたします。

議案書では39ページから79ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。久喜都市計画区域は、久喜市の全域からなりまして、都心から50kmに位置し、先ほどの桶川都市計画区域と同じく圏央道ゾーンに含まれます。

議第5118号の整備、開発及び保全の方針のうち、都市計画の目標につきましては、先ほどの桶川と同様でございます。

また、区域区分に関する指標の見直しや土地利用に関する方針において、商業などの方針を追加したこと、こういった部分も県内共通で見直しておりますので、ここでは詳細な説明は省略させていただきます。

方針図でございますが、久喜駅周辺に中心拠点を位置づけ、東鷲宮駅などの駅周辺や、この後御説明いたします菖蒲町菖蒲地区を含む菖蒲北交差点地区を生活拠点到位置づけております。

また、既存の20haを超える工業団地には産業拠点到位置づけております。

続きまして、議第5119号、区域区分の変更についてでございます。議案書は63ページからでございます。今回の区域区分の変更は2地区でございます。まず初めに、位置図の左下、①で示しました菖蒲町菖蒲地区でございます。本地区は、東北道久喜インターチェンジから北西に約4km、県道川越栗橋線に面する5.7haの地区でございます。

地区の状況でございます。現在の土地利用は、主に農地となっており、既存の商業施設、モラージュ菖蒲に隣接しております。この地区につきましては、旧菖蒲町の中心市街地にかわる新たな生活拠点の形成に向け、バスターミナルの整備とあわせ、商業系の土地利用の増進を図るものでございます。このたび土地区画整理事業により計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区

域に編入するものでございます。

次に、位置図の②で示しました栗橋北二丁目地区でございます。この地区は、東北本線の栗橋駅から北東に約1 km、一級河川利根川沿いの約2.7haの地区でございます。本地区は、利根川の河川区域を境界として市街化区域を設定しておりました。現在国土交通省では利根川堤防強化事業を実施しておりまして、それが完成いたしますと河川堤防が大きく広がり、本地区の全域が新たに河川区域に指定されることとなります。このため新たな河川区域との境界を区域区分の境界とし、本地区を市街化調整区域に編入するものでございます。なお、左のほうに飛び出た部分もございまして、この事業と一体的に改変される県道の部分でございまして、ここも河川区域内となりますので、あわせて調整区域とするものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄にございますように、菖蒲町菖蒲地区と栗橋北二丁目地区の区域区分の変更に伴い、市街化区域が約3 ha増えまして、1,970haとなるものでございます。

続きまして、議第5120号、道路の変更についてでございます。議案書は71ページからです。今回変更いたします3・5・27旭本通り線は、旧栗橋町の3・5・26道下砂田線から3・4・21栗橋外野線に至る延長約2,330m、代表幅員12mの都市計画道路でございます。この変更も利根川堤防強化事業に伴うものでございます。一部の区間につきまして、堤防強化事業に伴う造成計画と一体的に道路計画を検討した結果、お示ししておりますような堤防に取り込んだ線形に変更するものでございます。これに伴い、延長も約2,240mへと変更となります。赤の箇所が追加する区域、黄色の箇所が削除する区域でございます。

以上の3議案につきまして2週間、それぞれ案を縦覧いたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、久喜市からは賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、議第5118号から議第5120号までの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5118号から議第5120号までの3議案につきまして、一括して採決させていただきます。

議第5118号から議第5120号までの3議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） では、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定ということにさせて

いただきます。

〔田中暄二委員、復席〕

続きまして、議第5121号及び5122号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

議題の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5121号及び5122号の坂戸都市計画に関する2議案につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書1の81ページから113ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。坂戸都市計画区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の2市で構成されております。都心からおおむね45km、これも圏央道ゾーンに含まれます。議第5121号の整備、開発及び保全の方針につきましては、先ほどの区域と同様の考え方で見直しておりますので、説明を省略させていただきます。

方針図でございますが、坂戸駅などの主要駅周辺に中心拠点を位置づけ、鶴ヶ島駅などの駅周辺や公共交通のアクセス性が高い地域などに生活拠点を位置づけております。また、高速道路インターチェンジ周辺や既存の20haを超える工業団地に産業拠点を位置づけているところでございます。

続きまして、議第5122号、区域区分の変更でございます。坂戸市の葛川河川改修地区は、東武東上線の北坂戸駅から西に約1.5kmに位置する約0.5haの区域でございます。本地区につきましては、これまで一級河川葛川の河川区域を境界として区域区分を定めておりました。このたび河川改修が完成し、これまでの河川区域の位置が変更されたことから、河川区域と区域区分の境界の整合を図るため、本区域を市街化区域に編入するものでございます。

次に、計画書でございます。備考欄にございますように、今回の地区面積0.5haを市街化区域に編入することに伴いまして、市街化区域面積は1,876haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。

また、坂戸市及び鶴ヶ島市から賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ただいまの議第5121号及び5122号の御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5121号及び議第5122号の2議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5121号及び議第5122号の2議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 御異議ないということで、本案は原案のとおり決定するということといたします。

続きまして、議第5123号から議第5125号までの3議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5123号から5125号までの鴻巣都市計画に関する3議案につきまして一括して御説明いたします。

議案書は115ページからとなります。前方のスクリーンを御覧ください。鴻巣都市計画区域は、鴻巣市の全域からなりまして、都心からおおむね50km、こちらも圏央道ゾーンに含まれます。議第5123号の整備、開発及び保全の方針の変更につきましては、さきの案件と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、方針図でございます。鴻巣駅周辺に中心拠点を位置づけ、北鴻巣駅や吹上駅周辺に生活拠点を位置づけております。また、既存の20haを超える工業団地には産業拠点を位置づけております。

続きまして、議第5124号、区域区分の変更についてでございます。議案書は141ページからでございます。鴻巣市の袋地区は、JR高崎線の北鴻巣駅から北へ約1km、国道17号の北側に面する0.3haの地区でございます。本地区は、これまで道路や河川などの明確な地形地物がなかったことから、上空の架空送電線により区域区分の境界を定めておりました。このたび明確な地形地物である道路を区域区分の境界とするため、本地区を市街化調整区域へ編入するものでございます。

なお、この市街化調整区域に編入される地区の大半は、開発に伴う調整池となっております。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄にございますように、今回の地区面積0.3haを市街化調整区域に編入いたしますが、整数での表記上は変化はございません。

以上の2議案につきまして2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はなく、また鴻巣市から賛成との回答をいただいております。

引き続き、議第5125号につきまして、建築安全課長から御説明いたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の榎原でございます。恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきます。

続きまして、議第5125号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について（鴻巣市）」について御説明いたします。

議案書1の149ページから155ページでございます。本議案は、鴻巣都市計画区域に属する鴻巣市において市街化調整区域が拡大することに伴い、特定行政庁である埼玉県知事が用途地域の指定のない区域の建築制限区域を変更しようとするものでございます。

区域区分の見直しにより市街化調整区域が拡大することから、拡大する区域に隣接する地区番号304—1の地区について面積を拡大いたします。拡大する地区の面積は、約0.3haでございます。

次に、変更の内容について御説明いたします。今回市街化調整区域に編入される区域は、隣接する地区番号304—1の区域、ここからこちらの大きい区域ですね。この白い部分です。この地区番号304—1の区域に編入をされまして、建築基準法の規定による建ぺい率等の数値は当該区域と整合を図っております。隣接する区域の規制内容は、容積率が200%、建ぺい率が60%などがございます。

本議案は、用途地域の指定のない区域が新たに増加するため、特定行政庁である埼玉県知事が建ぺい率等の数字を定めるもので、鴻巣市から地区の変更について支障がない旨の回答を得ております。

また、今回の変更内容について2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上鴻巣都市計画にかかわる3議案につきまして説明を終わります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの3議案につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5123号から議第5125号までの3議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5123号から議第5125号までの3議案につきまして、原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5126号及び議第5127号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、都市計画課でございます。

それでは、議第5126号及び5127号、和光都市計画に関する2議案につきまして一括して御説明いたします。

議案書は、議案書1の157ページからでございます。前方のスクリーンを御覧ください。和光都市計画区域は和光市の全域からなり、都心から20kmに位置し、こちらは県南ゾーンに含まれます。

まず、議第5126号、整備、開発及び保全の方針でございます。都市計画の目標でございますが、県南ゾーンに属する和光都市計画区域につきましては、お示ししたような駅を中心に多様な都市機能を集積することなど3点を都市づくりの基本理念としております。その他の産業の規模を示す指標の変更や、土地利用に関する方針の追加などにつきましては、県内共通の考えで見直しておりま

すので、ここでは説明は省略させていただきます。

次に、方針図でございますが、和光市駅周辺に中心拠点を位置づけております。また、高速道路のインターチェンジ周辺や既存の20haを超える工業団地に産業拠点を位置づけているところがございます。

続きまして、議第5127号、区域区分の変更についてでございます。議案書183ページからでございます。和光市の広沢地区は、東武東上線の和光市駅から南西へ約1km、国道254号に面する約8.2haの地区でございます。本地区は、既存の市街化区域に囲まれており、市役所や学校、総合児童センターなどの公共施設が既に立地しております。今後も継続的に周辺地域と一体となって都市的土地利用が図られることから、既に市街化している区域として市街化区域に編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄でございますように、今回の地区面積約8.2haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域面積が741haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はなく、また和光市から賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ただいまの2議案につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5126号及び議第5127号の2議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5126号及び議第5127号の2議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 御異議ないということで、本案は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議第5128号及び議第5129号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5128号及び5129号、熊谷都市計画に関する2議案につきまして一括して御説明いたします。

議案書は191ページからでございます。前方のスクリーンを御覧ください。熊谷都市計画区域は、熊谷市の全域からなりまして、県の北部、都心からおおむね60kmに位置しておりまして、こちらは県北ゾーンに含まれます。

まず、議第5128号の整備、開発及び保全の方針でございます。都市計画の目標でございますが、

県北ゾーンの熊谷都市計画区域につきましては、お示したように地域資源を活かすことなどの3点を都市づくりの基本理念としております。その他の部分につきましては、県内共通の考えでございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、方針図でございますが、熊谷駅周辺に中心拠点を位置づけ、籠原駅周辺に生活拠点を位置づけております。また、既存の20haを超える工業団地や、この後御説明いたします熊谷流通センター地区、ここに産業拠点を位置づけ、また妻沼聖天山歓喜院周辺に観光・交流拠点を位置づけております。

続きまして、5129号の区域区分の変更でございます。議案書は217ページからです。区域区分の変更は2地区でございます。まずはじめに、位置図の右下、①で示しました熊谷流通センター地区でございます。この地区は、JR高崎線、それと秩父鉄道が乗り入れる熊谷駅から東に約3.4km、国道125号に近接する約32.2haの地区でございます。この地区は、国及び県の支援により卸商業団地として整備されている地区でございます。都市基盤が整備され、今後も継続的に工業系の土地利用を図ることから、既に市街化している区域として市街化区域に編入するものでございます。

次に、位置図の②で示しました石原・広瀬地区でございます。この地区は、秩父鉄道の石原駅から北西に約1.2km、国道140号に面した0.045haの地区でございます。本地区は、水路を境界として区域区分を定めておりましたが、この水路の改修により線形が変更されたことから、区域区分等の整合を図るため、一部区域を市街化区域、または市街化調整区域にそれぞれ編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄でございますように、熊谷流通センター地区と石原・広瀬地区の区域区分の変更に伴い、市街化区域が約32.2ha増えまして、合計2,638haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はなく、また熊谷市から賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ただいまの2議案につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5128号及び議第5129号の2議案につきまして、一括して採決させていただきます。

議第5128号及び議第5129号の2議案につきまして、原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 御異議ないということでございますので、本案は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議第5130号及び議第5131号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5130号及び5131号、本庄都市計画に関する2議案につきまして一括して御説明いたします。

議案書は225ページからでございます。前方のスクリーンを御覧ください。本庄都市計画区域は、本庄市の一部からなりまして、県の北部、都心から80kmに位置し、先ほどの熊谷都市計画区域と同じく県北ゾーンに含まれます。議第5130号の整備、開発及び保全の方針の変更につきましては、基本的に先ほどの熊谷と同様でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、方針図でございますが、本庄駅や本庄早稲田駅周辺に中心拠点を位置づけております。また、既存の20haを超える工業団地には産業拠点を位置づけたところでございます。

続きまして、議第5131号、区域区分の変更についてでございます。議案書は251ページからでございます。本庄市の金鑽通り線東側西富田地区、ここは上越・北陸新幹線の本庄早稲田駅から北西に約1.2km、国道462号と既存の市街化区域に挟まれた約1.0haの地区でございます。この地区は、もともと国道462号の整備計画に合わせて区域区分の境界を定めておりました。その後の道路整備に当たりまして、当初の道路線形が変更されたことから、現在の道路の位置と区域区分との境界に差が生じておりました。そこで、区域区分の境界を明確な地形地物である現在の道路とし、本地区を市街化区域に編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄にございますように、今回の地区約1haを市街化区域に編入することに伴いまして、合計1,157haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はなく、また本庄市から賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ただいまの2議案につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5130号及び議第5131号の2議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5130号及び議第5131号の2議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5132号から議第5173号までの42議案につきまして一括して議題に供します。

御説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5132号の朝霞から5173号の児玉までの42議案につきまして御説明いたします。

これらは、整備、開発及び保全の方針の変更並びに区域区分の計画書の変更案件でございます。

議案書は、議案書1の259ページから502ページ及び議案書2の5ページから416ページとなっております。議案書1の259ページ以降ということでございます。前方のスクリーンを御覧ください。

まず、整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。さきに御説明いたしましたことの繰り返しになりますが、整備、開発及び保全の方針では、都市計画の目標につきましては多様な地域性を有する本県の特性を踏まえ、県内を大きく県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3つに分けて定めております。

議第5132号の朝霞から5143号の春日部までの黄色で着色した6つの区域につきましては県南ゾーンに含まれます。このエリアにおきましては、都市計画の目標としてお示ししたような3点を基本理念として定めているところでございます。

続きまして、議第5144号の飯能から5172号の北川辺都市計画区域までの緑で着色した15の都市計画区域につきましては圏央道ゾーンに含まれます。圏央道ゾーンでは、例えば中段にございますように、高速道路網や地理的な優位性を活かすことなどを地域性を踏まえた基本理念として定めております。

議第5173号、紫で着色いたしました児玉都市計画区域につきましては県北ゾーンに含まれます。県北ゾーンでは、地域資源を活かすことなどを基本理念として定めたところでございます。

なお、これらのゾーンごとの都市計画の目標のほかの項目、産業の規模を示す指標の変更や、土地利用に関する方針において大規模商業施設に関する方針の追加を行った点などにつきましては、定期見直しとして基本的に県内共通の考え方で見直しております。繰り返しとなりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

方針図でございますが、ここでは各ゾーンごとの例をお示ししたいと存じます。まず、県南ゾーンでございますが、戸田都市計画区域を例示いたしました。この戸田都市計画区域では、戸田駅周辺に中心拠点を位置づけ、北戸田駅や戸田公園駅周辺に生活拠点を位置づけております。また、高速道路インターチェンジ周辺や既存の20haを超える工業団地に産業拠点を位置づけております。

続きまして、圏央道ゾーンである幸手都市計画区域でございますが、ここでは幸手駅などの主要駅周辺に中心拠点を位置づけ、また杉戸高野台駅などの駅周辺に生活拠点を位置づけております。また、高速道路のインターチェンジ周辺や既存の20haを超える工業団地に産業拠点を位置づけてお

ります。

もう一つの例として、県北ゾーンでは児玉都市計画区域でございますが、ここは区域区分を定めていない都市計画区域でございますが、神保原駅や児玉駅周辺に中心拠点を位置づけ、児玉工業団地に産業拠点を位置づけるなど、他の区域と同様な考えで拠点の位置づけをしております。

次に、区域区分の変更についてでございます。議第5132号から5173号までの22の都市計画区域のうち、区域区分を定めていない北川辺及び児玉都市計画区域を除く20の都市計画区域における区域区分の変更を行うものでございます。変更内容でございますが、都市計画基礎調査の平成22年を基準年として、計画書における目標年次を平成27年から平成37年に変更するものでございます。

なお、市街化区域と市街化調整区域の実際の区域の変更を伴うものではございません。

以上御説明いたしました42議案につきまして、都市計画法の規定に基づき、それぞれ2週間、案を縦覧いたしましたところ、志木都市計画区域並びに川越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の2つの案件に対して意見書の提出がございました。都市計画法の規定に基づき、意見書の要旨と県の見解につきまして御説明いたします。

まず、議第5134号の「志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。反対意見として1通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は別綴りで、資料1にございます。また、意見書の写しはその資料1の後ろに一緒にとじ込んでございますが、参考資料1としてまとめてございます。説明は、前方のスクリーンで行いたいと存じますので、スクリーンを御覧ください。

まず初めに、要旨の1、広域交通として3・1・7志木朝霞線、一般国道254号を配置するとしているが、40年前に都市計画決定したこの道路は、今日の社会状況を勘案した本方針案の都市づくりの基本理念に反しており、配置すべきでない。県は、広域交通として配置すると決まっているから、この路線をめぐってどのような課題、問題があっても問題にしないという対応であるとの御意見でございます。

志木都市計画区域におきましては、主要な施設の配置の方針として、都市計画道路3・1・7志木朝霞線、道路法の名前では一般国道254号でございますが、この路線を広域交通として配置する方針としております。意見書は、この配置の方針に反対というものでございます。

県の見解でございますが、都市計画道路3・1・7志木朝霞線、この道路は外環道の和光北インターチェンジにアクセスし、本県の道路網の骨格となる路線でございます。広域的な地域間の交流や連携、あるいは社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上に大きく寄与するため、本方針の中では広域交通として配置するものでございます。

また、本路線の配置は、地域間の交通を集約し、市街地内に流入する不要な通過交通を排除する機能も有しております。本路線を軸として、各地区で発生する交通を処理する路線を適切に配置することで、市内の円滑な交通が確保され、歩行者の安全が図られるなど、高齢者をはじめ誰もが安

心安全で歩いて暮らせるまちづくりに大きく貢献するものと考えております。このため、この3・1・7志木朝霞線を広域交通として配置することは都市づくりの基本理念に反するものではないと考えております。

次に、要旨の2、県は個別の都市計画や事業内容については、この整備、開発、保全の方針に示すものではないとして、住民の具体的意見を排除しているとの御意見でございます。

県の見解でございます。整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、県が広域的見地から都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。そして、都市計画道路など個別の都市計画は、この方針に即して別途定めることとなります。したがって、個別の都市計画や事業の内容はこの方針に定めるものではございません。

なお、意見書の記述のうち、整備、開発及び保全の方針の変更に係わらないと思われる御意見につきましては、資料の1の3ページに示したとおりでございますが、スクリーンで示したものと同様でございます。

続きまして、議第5148号の「川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、反対意見として1通の意見書の提出がございました。

意見書の要旨と県の見解は、これは資料の2にございます。その資料の2と同じ綴りで、意見書の写しもその後ろに綴ってございます。スクリーンで御説明いたします。

初めに、要旨の1、変更案は農地の確保や田園景観の維持といった保全よりも開発を重視したものとなっている。開発と保全の両立を図るという観点が必要であり、優良農地の確保、保全や田園景観を維持していくことを重視した方針とすべきであるとの御意見でございます。

県の見解でございますが、都市計画法では農林漁業との健全な調和を図りつつ、土地の合理的な利用を図ることを都市計画の基本理念としております。今回お示ししている方針の中では、法の基本理念のもと、コンパクトなまちの実現に向けて、都市の利便と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てることとし、都市の自然、田園との共生に向けて田畑、里山を活用しつつ、良好な田園、自然を保全することとしております。このように御意見にありました開発と保全の両立を図るという観点も十分に踏まえ、都市計画の基本的な方向性を示しているものと考えております。

次に、要旨の2、大地震への対応は都市計画の直面する重要な課題の一つであることから、本方針案の基本理念として、大地震に強い都市づくり、街づくりを取り上げるべきであるとの御意見でございます。

県の見解でございますが、都市の将来像の実現には、都市におけるさまざまな災害リスクを把握した上で、災害の防止または軽減を図り、都市の特性、市街地等の状況に応じた対応が求められます。こうした対応が適切に図れるよう、四角で囲んだ2つの方針、今回の方針の中にこの2つの方針があるわけでございますが、この2つの方針におきまして、それぞれまちの不燃化や耐震化、都市空間の整備等による防災都市づくりの推進、あるいは災害の発生のおそれのある区域について地

域の実情に即した方策を講じることを定めております。このように大地震を含め、災害への対応についても重要な社会的課題の一つとして都市計画の基本的な方向性を示しているものと考えております。意見書の部分は以上でございます。

議第5132号から5173号までの42議案につきまして、関係市町にそれぞれ意見を照会いたしましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） では、ただいま御説明のあった42議案につきまして御質問、御意見をいただきたいと思いますが、恐れ入りますが、御発言のときにはどの議案に対するものなのか冒頭でおっしゃっていただいて御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○金子委員 質問させていただきます。

議第5134号、関連して5135号もなんですが、この志木の計画に対しまして今反対の意見書が1通出されておりますということと、また資料でもいただいておりますけれども、県の見解も示されたところではありますけれども、私もこの後ろについている意見書も見させていただきました。この中に、県がこの254バイパスを検証見直し指針の対象としたことは初めてだとして、1999年に取り交わした確認書では、住民合意納得のもとに道路構造の見直し作業を進めるという、こういうふうに行っているということが書かれているんですけども、ここでこういった確認書が無視されているという指摘もありますけれども、この辺についての説明をいただきたいというふうに思っております。お願いします。

○議長（久保田会長） はい、お願いします。

○幹事（都市計画課長） 今回の整備、開発及び保全の方針におきましては、道路を広域交通として配置したところがございます。これは、先ほど申し上げましたように、産業活動や地域の活性化など、もろもろの観点を踏まえて配置したところがございます。また、この方針の中には具体の都市計画のルートや、あるいはその整備の内容については特に定めるものではないということで、それにつきまして先ほど申し上げさせていただいたとおりでございます。

また、確認書などにつきましては、整備に当たって、県とある団体とのやりとりがあったということで承知はしておりますが、その中に書かれたことを当然守りながら県としては手続を進めているという認識でございます。

○議長（久保田会長） いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○金子委員 御答弁をいただきましたけれども、実際にはこうした都市計画の見直しに当たっても、基本的には住民合意というところが大事にされなければならないのかなと思うんですけども、そ

の辺についてのお考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

○幹事（都市計画課長） 今回の整備、開発及び保全の方針では、まちづくりの方向性や、主要な都市計画の配置の方針を定めるものでございます。整備の段階ではいろいろ合意を得ながら進めますが、この方針の中では個々具体の都市計画の内容や具体の手続のことを書くというものではないため、ここでは書いてございません。具体の整備に当たりましては、それぞれの段階で、地元の御意見なども伺いながら詳細な設計を進めるといったことが今後はあろうかと思いますが、今回の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で書く範疇からは外れているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（久保田会長） よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。

特にほかはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5132号から議第5173号までの42議案について採決をさせていただきますが、採決の方法についてお諮りしたいと思います。

今この議第5134号、それから関連ということで5135号につきまして御意見がございましたので、この2案につきましては個別に採決をさせていただいて、その後残りの40議案につきまして一括してお諮りするということにさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、お諮りします。

まず、議第5134号の議案につきまして、原案のとおり決定することにより賛成の方の挙手を求めたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（久保田会長） 大多数の方が挙手をされましたので、本案につきましては原案のとおり決定ということにさせていただきます。

続きまして、議第5135号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（久保田会長） こちらも大多数の方が挙手されましたので、原案のとおり決定することとさせていただきます。

続きまして、今の2議案を除きます40議案、5132号から5173号までの議案のうち5134号と5135号を除く40議案につきまして原案のとおり決定することにより御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、この40議案については御異議ないものとして、原案のとおり決定ということにさせて

いただきます。

続きまして、議第5174号から議第5176号までの3議案につきまして一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5174号から5176号までの3議案につきまして、関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案書は、議案書2の417ページから445ページです。前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。

朝霞都市計画区域、それから志木都市計画区域、和光都市計画区域は、各市の全域からなり、県の南部、都心からおおむね20から25kmに位置しております。今回の変更は、国道254号の和光富士見バイパス、これを構成する一連の3つの都市計画道路を変更するものでございます。

北から志木市内の3・1・7志木朝霞線は延長約2,570m、代表幅員42m、次の朝霞市内の3・2・10志木和光線、これは延長約3,420m、代表幅員36m、それから和光市内の3・2・13志木和光線、これは延長約640m、代表幅員36mの道路でございます。

この3路線は、現在県で事業を進めており、第1期整備区間として図面の下半分、実線で青くありますが、国道298号から県道の朝霞蕨線までにつきましては既に一部供用開始をしております。

その北側の第2期整備区間である県道朝霞蕨線から国道463号までにつきましては現在用地買収中で、用地買収率が87%となっております。

次に、今回の変更内容でございます。この路線は、県南西部の主要交通を担う広域幹線道路として、高架構造及び平面構造を有する8車線を想定した道路として、昭和50年代に都市計画決定されております。その後社会状況が変化したことを踏まえ、最新データによる将来交通量推計をした結果、高架構造の必要性が低下したということから、基本的な構造を平面構造とし、あわせて車線の数を4と定めるものでございます。その他ルートや幅員などについての変更はございません。

以上の内容につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、議第5175号「志木都市計画道路の変更について」に対して35通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料の3にあります。また、意見書の写しはその同じ綴りの後ろに参考資料3として添付されております。説明は、前方のスクリーンで行いたいと存じます。

今回提出されました意見につきましては、まず3つに分類し、それぞれ要旨としては7つにまとめたところでございます。初めに、分類の1つ目、道路の建設あるいは計画そのものに反対であるという趣旨でございます。要旨の1、40年前と現在を比較すると、社会経済状況や交通事情は大きく変化しており、40年前の計画は今の社会に適合していないとの御意見でございます。

県の見解でございますが、今回の変更は平面及び高架構造の8車線相当の計画から将来交通量推計の結果を踏まえ、平面4車線へと構造を変更するもので、社会状況の変化に対応した変更であると考えております。

次に、要旨の2、道路建設により渋滞や交通事故の増加、自然環境の破壊、騒音、振動、排気ガスなど生活環境が悪化する。また、地域が分断され、様々な弊害が生じる。子供、高齢者、障害者が広い道路を渡り切れるか心配であるとの御意見でございます。

県の見解でございますが、沿道環境の保全、横断時の交通安全、地域の分断、あるいは交差道路の交通渋滞などへの対応につきましては、市民の方や有識者が参画する環境緩衝帯整備検討協議会で検討し、車道の外側に副道、あるいは植樹帯、自転車道、あるいは歩道、こういったものを適宜配置する方針としております。

また、環境への影響について検討を行った結果、大気、振動、騒音について基準を満たす、あるいは対応が可能であるということを確認しております。

なお、詳細な道路構造などにつきましては、今後地元の皆様の御意見を伺いながら、交通管理者をはじめ、関係機関と調整を行い、検討してまいります。

次に、要旨の3、住民にとってメリットのない道路であって、建設は税金の無駄遣いである。予定地を緑地や公園、憩いの場、文化施設、防災拠点にすべきであるとの趣旨の御意見でございます。

県の見解でございますが、この路線は広域的な地域間の交流や連携、あるいは社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として都市計画決定しております。また、周辺地域のまちづくりに大きく寄与することはもとより、震災時における救急活動や物資輸送を行う役割を有するなど、県全体の発展のためにも必要不可欠な道路でございます。

さらに、志木市をはじめとした関係する7市1町で組織されている一般国道254号和光川越間バイパス建設促進期成同盟会や埼玉県市長会、志木市議会、志木市商工会から早期整備について要望をいただいていることから事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、要旨の4、志木都市計画の基本理念に反しているとの御意見でございます。

県の見解でございますが、志木都市計画の基本理念などは、先ほど御審議いただきました都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において定められております。本路線は、その方針の中に位置づけられた基本理念に即したものと考えております。

次に、要旨の5、費用便益分析の詳細はどのようなものか、基礎的な根拠がなく無効であるとの御意見でございます。

県の見解でございますが、費用便益分析は国土交通省が公表している費用便益分析マニュアルに基づいて行っております。道路事業における費用便益分析では、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少、この3項目で便益を算出することとなっており、費用便益費は1.47が確保され、便益が費用を上回っております。

続きまして、分類の2つ目、道路の構造に反対について御説明いたします。要旨の6ですが、道路構造について、平面構造に反対である。代替案として、地下化、2車線地下化、あるいは高架構

造を提案するという御意見でございます。

県の見解でございますが、道路の構造につきましては、平面、高架、地下の各構造案につきまして、志木市内の地盤ですとか地下埋設物等の状況、過去の被害実績等の調査結果を踏まえつつ、走行性、経済性、沿道利用、防災、環境の観点から総合的な検討を行い、平面構造が最適なものであると考え、定めているところでございます。

続きまして、分類の3つ目、説明が不足しているについて御説明いたします。要旨の7、住民へのきちんとした説明がない。説明責任を果たし、住民の理解を得なければならないとの御意見でございます。

県の見解でございますが、住民の皆様への説明等につきましては、これまで宗岡地域だけでなく、広く志木市民を対象として行ってまいりました。平成19年度には事業説明会を4回、道路構造に係る説明会を2回、その他意見募集やアンケート調査を行い、広く御意見を伺うとともに、道路の基本構造を平面4車線とする方針を公表したところでございます。

また、平成20年度には車道以外の部分について環境緩衝帯整備検討協議会で市民や有識者の皆様と一緒に、環境緩衝帯の整備について検討したところでございます。その中で整備される道路を実際に見てみたいとの御意見や、モデル的に道路を整備してみてもどうかとの御提案をいただいたことから、平成23年度から24年度にかけて一部区間でモデル工事を実施するなど、住民の皆様理解を深めていただけるような取組も進めてまいりました。このような経緯を踏まえ、平成28年3月に県のホームページで都市計画の変更手続きに着手する旨の告知をするとともに、その内容を周知し、市の広報にも掲載したところでございます。

なお、今後詳細な道路構造等につきましては、住民の皆様の御意見を伺いながら、交通管理者をはじめとした関係機関と調整を行い、検討をしてまいります。

また、意見書のうち都市計画道路の変更に係わらないと思われる意見につきましては、お示ししたとおりで、資料3でも4ページにお示ししたとおりでございます。

以上が議第5175号「志木都市計画道路の変更について」に関する意見書の要旨と県の見解でございます。

なお、5174号と5176号に関しましては意見書の提出はございませんでした。

また、朝霞市、志木市、和光市に対して意見を照会したところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの3議案につきまして御質問、御意見を承りたいと思います。

先ほどと同じく、どの議案に対する御意見、御質問であるかおっしゃっていただければ幸いです。いかがでしょうか。

どうぞお願いします。

○金子委員 それでは1件、議第5175号ですけれども、反対の意見書が35通出ていたということは、これは本当に重く受けとめるべきだというふうに私は認識をしています。今この意見書に対する対応につきましても説明がありましたけれども、やはりあくまでも道路については住民が安心して、安全に生活できるもの、これが本当に考えられていかなければならないのかなというふうに思います。

今説明会も縷々やってきたという御説明もありましたけれども、そもそもこのところが住民の皆さんとの間で齟齬があるのかなというふうに思うんですね。住民説明会を何度要求しても開かれないという意見も聞いておりますけれども、この辺について、いずれにしてもまちづくりは住民合意でという、このところを本当に重視していただきたいと思いますし、この辺について、手続上の問題ですけれども、どう対応したのかお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（久保田会長） はい、お願いします。

○幹事（都市計画課長） この254のバイパスにつきましては、必要性は先ほども申し上げましたけれども、広域的な交通を担うということと、あるいは地域の発展を担う、そういったことをもろもろ含めて検討して、計画決定されております。交通量推計の結果で、8車線相当は必要ないだろうということ、高架部を削除して、平面の4車線のみにするという、大分縮小した計画とする内容でございます。

先ほども申し上げましたが、この辺の流れにつきましては、平成19年からの、特に先ほど志木市に対する説明の関係を申し上げましたけど、そういったもろもろの説明をずっとしてきておりますので、また全市民を対象とした意見募集を行い、あるいはその抽出したアンケートを行って、平面構造に対する御意見をいただいたり、そういった活動もずっと続けてまいりました。それから、構造の変更に伴って高架部のスペースが浮くということで、それを環境緩衝帯に回そうということで、環境緩衝帯を配置するという方針にもして、環境への保全なども努めるということで、そういった検討については市民を交えた協議会での検討も行ってきました。

それから、現にその中でちょっとイメージがわからないので、具体的にちょっと見てみたいという声に応え、モデル的に現地で具体的な工事をしてみて、こんなイメージであるということもお示しました。こういった、ほかの路線ではなかなかやらないことまでずっとやってきたということで、その点については県としては十分に周知されているという理解しております。

また、今詳細な構造はまだ決まっておきませんので、都市計画変更の後に詳細な実施設計に入りますが、その段階ではまた改めて説明なり御意見を伺うなり、そういったことはやっていくという必要があろうかと思えます。

○議長（久保田会長） ほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○金子委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

そういう御意見ですけれども、現実に住民の側では十分な説明をいただいているという声も実際にあるわけです。ですから、先にこの計画ありきということではなくて、やはり理解が得られるような努力を最後までしていただきたいというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（久保田会長） はい、お願いします。

○幹事（都市計画課長） この道路でございますが、現在用地買収87%、第2期整備区間の87%、志木市の区間で言えば89%ということで、事業への協力は基本的にはいただいているという認識は持っております。

それから、当然一方でまた道路整備に対する御不安があるということも承知はしています。その辺は、まだなかなか道路構造の詳細がわからないというところからも発生しているかと思っておりますので、今後都市計画変更の後には、詳細な道路構造、いわゆる本格的な工事着工に向けて道路構造の設計に入りますので、その段階で改めて説明など、あるいは意見を伺うなど、それはやってまいりたいと考えております。

○議長（久保田会長） いかがでしょうか。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（久保田会長） 傍聴要領をお守りいただきたいと冒頭で申し上げましたので。

[更に傍聴席で何事か言う者あり]

[退場を求める委員の声あり]

○議長（久保田会長） これ以上お話になると、即退場をお願いいたしますので。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（久保田会長） それでは、これより議第5174号から議第5176号までの採決をさせていただきますが、先ほどと同様、御意見のありました議第5175号を先に採決をさせていただきますので、その後に残りの2議案について採決をするということにさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（久保田会長） それでは、まず議第5175号につきましてお諮りいたします。

本件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（久保田会長） 大部分の方の挙手をいただきましたので、本案につきましては原案のとおり決定ということにさせていただきます。

続きまして、議第5174号及び議第5176号につきましては、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、この2議案につきましては原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5177号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

御説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5177号「川越都市計画道路の変更について」御説明申し上げます。

議案書は、議案書2の447ページからでございます。あわせて前方のスクリーンを御覧ください。

川越都市計画区域は、川越市、日高市、川島町の全域からなり、都心から40kmに位置しております。今回変更いたします3・3・44川越北環状線は、川越市内の国道16号から国道254号に至る延長約5,460m、代表幅員25mの都市計画道路で、現在県で整備中でございます。

変更の内容について、順次御説明申し上げます。本路線と県道の川越日高線、これは立体交差となるため、本路線の一部としてアクセス道路を都市計画決定しております。アクセス道路は図でお示したように、本線とT字の形状で交差するよう都市計画決定されておりました。その後付近の開発に伴い、川越市道7101号がこの交差点に接続する形で整備され、現在は既存の道路と接続しております。

これによりまして、交差点の将来形状が十字へと変更になり、新たな交通の流れが生じることから、安全かつ円滑な交通を確保するため、アクセス道路のカーブを緩和し、交差点に隅切りを追加するものでございます。

また、左上にある川越市立の泉小学校の通学路がここを横断するように指定されているということから、横断歩道橋の設置を計画しております。このため、歩道橋の設置位置も含め、区域として決定するものでございます。

これによりまして、赤で着色した区域が追加する区域、黄色で着色した区域が削除する区域となります。

次に、車線数の決定でございます。全線約5.5kmにわたる本路線は、これまで車線数を定めておりませんでしたので、今回車線数を4と定めるものでございます。

以上の道路の変更について2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はなく、また川越市から賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（久保田会長） それでは、議第5177号につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定するというので御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5178号「鴻巣都市計画道路の変更について」を議題に供します。

説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5178号「鴻巣都市計画道路の変更について」御説明申し上げます。

議案書2の457ページからでございます。あわせて前方のスクリーンを御覧ください。

鴻巣都市計画区域は、鴻巣市の全域からなり、都心からおおむね50kmに位置しております。今回変更に係る路線は2路線でございます。まず最初に、概要でございますけど、3・4・6 三谷橋大間線は、元荒川から3・1・2 上尾バイパスに至る延長約2,400m、代表幅員16mの道路で、今回起点の位置を変更するものです。

もう一つの3・1・2 上尾バイパスは、北本市境から国道17号に至る延長約6,000m、代表幅員57mの都市計画道路でございます。この路線の変更は、鴻巣市が別途手続を進めております三谷橋大間線の終点部の線形変更に伴い、上尾バイパス側で決定している隅切りの位置を変更するというものでございます。変更の内容について順次御説明いたします。

まず、三谷橋大間線の起点部でございます。この路線は、行田市方面から鴻巣の市街地に向かう区間の交通処理を担う道路で、元荒川が現在起点になっておりますが、その先の接続計画はございません。現状では市道A-1003号線との交差点から北側は、県道鴻巣羽生線が交通機能を有しており、また市道を含めた道路網が構成されているということから、当該起点の区間を廃止することとし、これに伴い、延長を約2,300mへと短縮するものでございます。

次に、上尾バイパスについてでございます。三谷橋大間線の終点部の線形が県の指定史跡の区域と重なっているため、現在市において史跡を避けるよう線形変更する手続を進めております。これに伴いまして、上尾バイパスとの交差点位置が変更となりますことから、上尾バイパスの区域として定められている隅切りの位置を変更するものでございます。赤で着色した区域が追加する区域、黄色が削除する区域でございます。

以上の道路の変更について2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、鴻巣市及び北本市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいた

します。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（久保田会長） それでは、議第5178号につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定するというので御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（久保田会長） では、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

ここからは建築基準法に基づいて、敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議する議案となります。

議第5179号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事からの議題の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 議第5179号について、建築安全課から御説明させていただきます。

議第5179号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書2の469ページから475ページを御覧ください。あわせて前方のスクリーンを御覧ください。

初めに、産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについて御説明をさせていただきます。都市計画区域内において一定規模以上の廃棄物の処理施設等の用途に供する建築物は、建築基準法第51条の規定により、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ設置できません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障ないと認めて許可した場合は設置が可能となります。

ここで、特定行政庁とは、建築確認の権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県では埼玉県とさいたま市など12の市が該当いたします。今回の議案は、深谷市にございますので、この12の市に入っていないので、埼玉県知事が特定行政庁として許可権者となることから、本審議会に付議をさせていただきました。

敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った深谷都市計画区域内にございます。深谷市は県の北西部に位置しており、都心からおおむね70kmの距離にあります。次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央左側の赤く塗った場所でございます。JR籠原駅から南西に約4km地点で、御稜威ヶ原工業団地内に位置しており、用途地域は工業専用地域です。所在地は、深谷市折之口字稜威ヶ原2007番1外9筆でございます。なお、敷地は熊谷市との行政界に近い位置となっております。

次に、車両の経路ですが、県道熊谷児玉線、深谷市道幹2号から深谷市道I—160号線、I—129号線、熊谷市道40183号線を通して搬出入を行います。

計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、過去に建築基準法第51条ただし書き許可を受けた敷地において新たな処理施設を設置するものです。増設する施設は、廃プラスチック類の破碎施設が1基でございます。また、一般廃棄物の受け入れを新たに行います。一般廃棄物の受け入れに伴い、深谷市都市計画審議会にも付議を行います。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面の左上が北でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は5,257.97㎡でございます。敷地内には、青く塗り潰した既存の建築物が7棟ございます。敷地の西側にある既存の産業廃棄物処理施設の上屋内に産業廃棄物処理施設を追加で設置いたします。車両の出入り口は画面上側で、市道I-160号線に接続しています。車両の待機スペースを敷地内に確保しております。

黄色の部分が産業廃棄物処理施設で、既存の産業廃棄物処理施設が1基ございます。同じ上屋内に破碎施設を1基新設いたします。当該破碎施設では、廃タイヤなどの廃プラスチック類を受け入れ、破碎施設で破碎後、保管場所で保管されます。その後、売却先に搬出される計画となっております。また、産業廃棄物処理施設から排水は発生いたしません。

以上が深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。県といたしましては、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について深谷市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5179号の議案について採決をいたします。

本案につきましては、都市計画上支障がないと認めるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないということで、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

それでは、最後の議題、その他の議題ということで、まちづくり埼玉プランの見直しに関する調査検討についてを議題に供します。

幹事からの内容説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、まちづくり埼玉プランの見直しについて御説明いたします。

配付いたしましたその他案件をお出しいただきますと、その他案件の表紙をめくったところに依

頼文がございます。まず、ここを御覧いただきたいと存じます。今回依頼をする内容は、県が都市計画の基本指針として平成20年3月に策定した同プランに関しまして、中段の記書きでございますように、見直しの方向性、見直しの基本方向について調査検討をいただきたいという内容でございます。見直しを行う理由などは後ほど御説明いたしますが、御検討の期間はその下でございます平成29年6月までとし、審議会に専門部会を設置していただき、調査検討をお願いしたいとの内容でございます。

それでは、見直しを行う理由などにつきまして順次御説明をいたします。ページをめくっていただきまして、カラーのページを御覧いただきたいと存じます。A3で折り込んでございますが、カラーの資料のまず1ページから御覧ください。はじめに、まちづくり埼玉プランの活用状況が1ページでございます。左の都市計画の見直しの部分につきましては、第6回及び第7回の都市計画の定期見直しの際に活用してきたというところでございます。また、県内では61市町で都市計画区域が指定されておりますが、本プランの策定以降に39の市町で市町村都市計画マスタープランの改定が行われているという状況でございます。

次に、右側の個別の都市計画の基本指針の欄ですが、プランで掲げている駅から始まるまちづくりをはじめ、プラス1のまちづくり、みどりと川のまちづくりなど、個別の都市計画の決定などにとどまらず、プランに即したまちづくりの展開が見られているところがございます。しかし、社会情勢は常に変化しておりますので、プラン公表後に新たに策定されている制度などもございますことから、今後の都市計画の基本指針として見直しに取り組む必要があると考えました。

なお、次の2ページには、このプラン公表後に策定されたまちづくりに関する制度などについて一部紹介をさせていただいております。御覧いただき、御確認をいただければと存じます。

次に、3ページでございます。プランを取り巻く状況でございます。まず、埼玉県5か年計画との連携でございます。このまちづくり埼玉プランは、平成20年3月に20年間を想定した長期構想として策定され、将来都市像並びにまちづくりの目標を3つ掲げています。5か年計画と調和しながら、将来都市像の実現に向けた方向性を示しているものであり、現在新たな5か年計画の案を示している状況でもあることから、新しい制度などを反映したプランへの見直しを検討するというものがございます。その下段に、埼玉のまちづくりを取り巻く状況を記載してございます。

時代の潮流でございますが、超高齢社会の一層の進展が予測されます。また、プラン公表後に発生した東日本大震災などの教訓や地域活性化策の推進、市町村への権限の移譲といった流れがございます。このことから、まちづくりを進める上では、福祉、防災分野など、あるいは市町村との連携、こういったものが一層重要となっている状況でございます。

右側に書きましたが、個別の状況に目を向けますと、圏央道の全線開通や上野東京ラインなどの交通網の充実は、埼玉県の強みとなっております。また、コンパクトシティに関しまして、立地適正化計画制度が創設され、県内でも具体的な取組が始まっている状況です。

今後の課題といたしましては、生産緑地制度の2022年問題と書かせていただきましたが、それがございます。指定後30年を迎えることにより、従事者の死亡などの条件がなくても解除できるようになります。都市農業振興基本法の活用を見定めながら、市街地内の都市農地のあり方が求められております。

次に、4ページを御覧ください。プラン見直しの取り組みでございます。検証と見直しの考え方といたしましては、まず新5か年計画と連動した見直しを行うこととでございます。そして、権限移譲が進む中で、特にさいたま市のまちづくりと調和を図りながら検討することが重要となります。また、これらとあわせまして、新たな都市政策の制度などの活用を見込んだプランにすることとでございます。

次に、見直し案の検討の方法でございます。各種データや各種計画との関連を検証しているところとでございます。その後見直しの方向性に関しまして、都市計画審議会の御意見を賜りながらまとめていきたいと考えております。

なお、現行の当初のプラン策定に先立ちまして、平成18年2月には埼玉の都市計画の基本方向に関する調査検討を行うため、審議会条例9条の規定に基づきまして、この資料のカラーページの2ページ後ろにございますように、専門部会の設置要領を定めていただいているところでございます。このたびの調査検討に当たりましては、この設置要領に基づき専門部会を設置いただきまして、機動的かつ各専門分野の方による議論を深めていただければと考えております。

それでは、またカラーの4ページに戻っていただきまして、見直し案の策定につきましては都市計画審議会の御意見、それから庁内と市町村との調整を踏まえましてまとめてまいります。最終的な案を取りまとめ次第、平成29年度の都市計画審議会に御報告することを目指してまいります。

最後に、具体的な戦略施策の提案でございます。下段にお示ししたとおり、土地利用、健康まちづくり、都市防災、それから地域の成長を支える取組につきましてそれぞれ検討していきたいと考えております。

以上でまちづくり埼玉プランの見直しについての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、まちづくり埼玉の見直しに関する調査検討につきまして、採決をさせていただきます。

ただいま御説明ありましたとおり、知事からの調査検討依頼をお受けして、専門部会で調査検討するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないということで、そのように進めさせていただきたいと思いをします。

ここで、事務局より追加配付資料があるということなので、配付をよろしくお願ひいたします。

〔資料配付〕

○議長（久保田会長） 配付物受け取っていただきましたでしょうか。

今御了承いただきましたこの専門部会のことでございますけれども、この専門部会の委員につきましては、先ほど御説明のありましたその他案件、参考資料2の専門部会設置要領第3条に基づきまして、会長である私のほうで指名をさせていただきます。今配付いただいたとおりの委員の方に私から指名をさせていただきますので、御了承のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

さらに、この第4条に部会長という規定がございますので、こちらでも会長である私が指名することになっておりますが、これはやはり第1回の専門部会でお決めいただいて、その方を私のほうで指名することとさせていただきますので、あわせて御了承のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

この件につきまして、特に何か御発言ございますでしょうか。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、この議題も含めまして、本日の議題は全て終了ということになりました。

ほかに何か特に御発言等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、以上をもちまして本日の審議は全て終了となります。慎重かつ効率的な審議に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、ここで傍聴の方につきましては、事務局の指示に従って御退席のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田会長） それでは、ここで私の議長としての任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 久保田会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には長時間にわたりまして、数多くの議案の御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして第230回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

皆様お疲れさまでございました。

午後3時21分 閉会